

[区画整理]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号 区画整理）

第2節 事業の目的

本地区は、安城市の南西部に位置し、二級河川半場川の両岸に跨る面積約83.6haの水田地帯である。地形は概ね平坦であり、現況農地は大半が水田となっており、主に水稻、小麦、大豆、きゅうり、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎが栽培されている。

本事業は、換地を伴う区画整理による道路の拡幅及び畦畔除去による営農区画の拡大を実施し、営農条件の向上を図ることで担い手への農地集積を進め、高収益作物の拡大に資することを目的としている。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	80.4	—	—	80.4	3.2	—	—	83.6
計画	80.3	—	—	80.3	2.4	0.9	—	83.6

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

愛知県安城市

第2節 地積

(平成31)(4)

(令和8年1月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
安城市	80.4	—	—	80.4	3.2	—	—	83.6

登記簿面積

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

[全体] と同じ

(2) 水利状況

排水は油ヶ淵、半場川、朝鮮川の同一水系（二級河川高浜川水系）へと排水しているが、老朽化及び能力・敷高不足により排水不良が生じている。

(3) 道路状況

[全体] と同じ

(4) 営農状況

[全体] と同じ

(5) 地域環境の概況

[全体] と同じ

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、80.3haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
区画整理	80.3	—	—	80.3

第1節 区画整理

本事業は、担い手農家への集積率を増加させ、農業経営の安定化を図るため、連担的に大型機械が使用可能な区画のほ場に改良し、利用権の設定と長期的観点にたった土地利用計画に基づき基盤整備を実施するものである。

整備内容は、換地を伴う区画整理を23.0ha、畦畔除去を57.3haを計画しており、水田部の区画形状を30a～100a（50m×60m～200m）に改良する。

第2節 環境配慮

本地区は、安城市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区内の用排水路には、水生生物が多く見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工中において、整備範囲内で発見した保全対象生物については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。また、施工時期は生息する生物への影響が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図るとともに、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業安城荒井地区として、
区画整理

整地工	80.3ha
道路工	2.5km
排水路工	0.5km

を施工する。

予定工期

着手	令和2年度
	(9)
完了	令和12年度(予定)

第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業安城荒井地区により整備される土地改良施設は、安城市及び安城土地改良区が管理する。

県営経営体育成基盤整備事業安城荒井地区により整備される農地(整地工)は各受益者がそれぞれ管理する。

第5章 換地の要領

[全体]と同じ

第6章 費用の概算

(単位:千円)

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
区画整理	(216,000)	(15,315)	(231,315)
	257,600	17,126	274,726
合計	(216,000)	(15,315)	(231,315)
	257,600	17,126	274,726

(元)

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

(単位:千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
営 農 経 費 節 減 効 果		(80,588) 91,155	(80,588) 91,155	
営農に係る走行経費節減効果		(2,488) 2,601	—	
耕 作 放 棄 防 止 効 果		(8) 6	—	
非 農 用 地 等 創 設 効 果		(365) 452	—	
合 計		(83,449) 94,214	(80,588) 91,155	総便益額 (1,409,615) 1,868,230

<参考>

	(168,997)
①当該事業費	: 256,266 千円
	(3,546)
②その他費用	: 5,503 千円
	(172,543)
③総費用	: 261,769 千円
	(1,521)
④年償還額	: 2,027 千円/年
	(1,469)
④'のうち機能向上分	: 1,961 千円/年
	(83,449)
⑤年総効果(便益)額	: 94,214 千円/年
	(17,737)
⑥現況年総農業所得額	: 21,258 千円/年
	(80,588)
⑦年総増加農業所得額	: 91,155 千円/年
	(48)
評価期間	: 51 年
割引率	: 0.04
	(1,409,615)
⑧総便益額	: 1,868,230 千円

		(8.16)
⑨総費用総便益比 (⑧÷③)	:	7.13 \geq 1.0
		(0.086)
⑩総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.095 \leq 0.2
		(0.019)
⑪増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0.022 \leq 0.4

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別添のとおり

変更後



区画整理

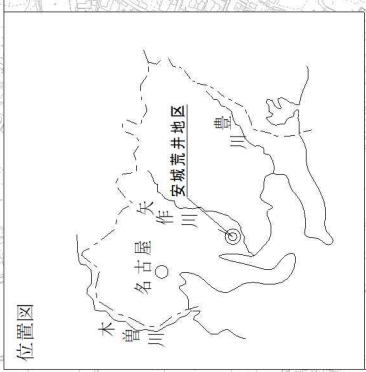
凡例	地	区	界	田
	水			

令和7年度 計画変更 経営体育成基盤整備事業 安城荒井地区

所在地：安城市根崎町外地区内

換地区域

創設非農用地(市道用地)



变更前



区画整理

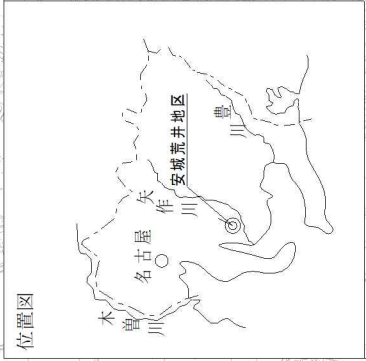
凡例	
地	---
区	---
界	---
田	---
水	---

令和7年度 計画変更 経営体育成基盤整備事業 安城荒井地区

所在地：安城市根崎町外地区内

換地区域

創設非農用地(市道用地)



II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

安城市、安城土地改良区、各受益者

2. 管理すべき施設の種類の種類

関係地域において整備される排水施設及び道路施設は、安城市及び安城土地改良区が、農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

各受益者による費用負担とする。

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

該当なし

Ⅲ. 県営土地改良事業における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

	(231)
費用	275 百万円
	(216)
事業費 ^{※1)}	258 百万円
	(15)
事務的経費 ^{※2)}	17 百万円
(元)	

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	50	27.5	12.5	10	
(事務的経費)					
区画整理	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする安城土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和40年条例第19号）第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

本事業の施行に係る地域の安城市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

安城土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積

割を基準として賦課する。

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。